

三池大災害訴訟を提起してから、三年経過しました。長いものであります。しかし、このままの裁判闘争をして見たいと思います。これまでのとり組みとしては、昭和四十八年五月十一日の訴え提起によって、同年九月二十八日の訴訟救済決定、同年十一月七日の故・宮崎重信さんに対する訴訟保全、五十年十一月二十三日の大西さんの証人尋問、同年四月九日の金子先生の証人尋問などがあげられます。

この間原・被告間におりて、本件大災害の原因、坑道の環状などについて激しい論戦が展開されてきました。

三井鉱山は本件大災害が、保安体制の欠如により多量の炭じんを坑道に堆積していたために発生したことを、絶対に認めようとしていません。

しかし、この点は、房村証言により基本的にはくだことができ、今後も、本件災害がいかに労働者の生命・健康をないがしにした、利潤第一主義の会社姿勢から生まれたものであるが、いわば本件災害が起るべくして起きた災害であることを、立証してゆく必要があります。

また、原告方が本件災害事件を提訴したのは、信義則に違反するものであつて許されない、などとも主張していくべきです。本件災害後十年近くも経った後になって、会社の信頼と期待(患者や遺族が訴え提起したこと)を裏切り、会社の努力と実績とを無視して見たいと思ひます。

(毎月二回1日、16日)

全国労災闘争の範囲に

三池大災害裁判3周年に当たって

之多俊

弁護団

本多俊

岩谷フミ子

遺族の手記

岩谷フミ子

長男の手記

長男の手記